

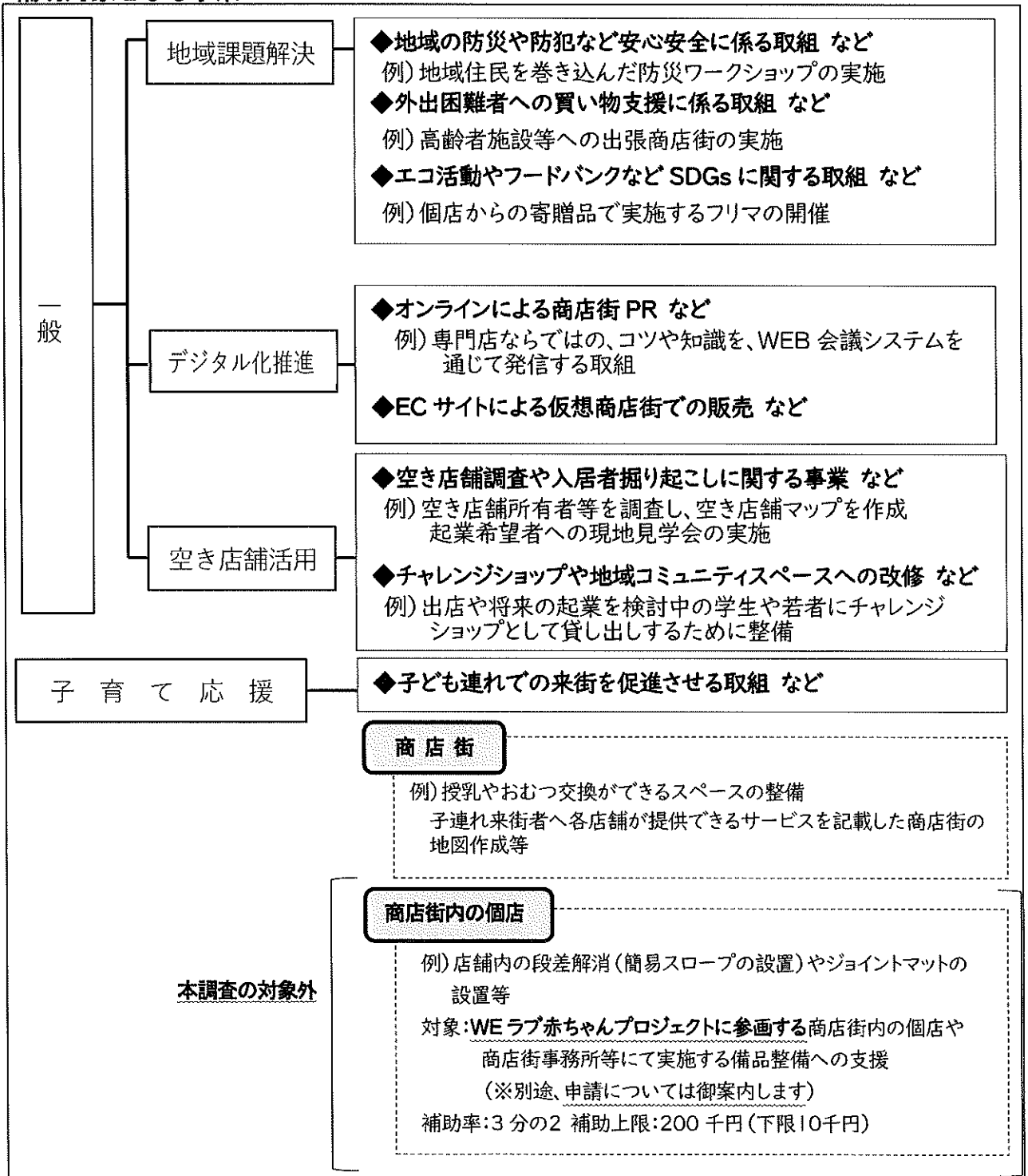
事業概要 1

地域課題解決コミュニティ活性化事業 ＜一般＞＜子育て応援＞

1 趣 旨

商店街が自ら又は多様な主体等と連携して取り組む、地域課題を解決するための試みやデジタル化、空き店舗対策を支援し、商店街の多機能化や商店街に多様な人材を集積させることで、商店街が地域コミュニティの核として、地域・個店と一体的に発展していくことを目的とし、商店街が行う新たな取組を支援する

2 補助対象となる事業



3 補助対象事業者

商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、地域のまちづくりや商業活性化等に取り組む民間事業者等

4 補助率及び補助限度額

① 補助率：「一般」（地域課題、デジタル化、空き店舗活用） → 3分の2

「子育て応援」 → 4分の3

② 補助上限額： → 100万円

5 補助対象経費

事業	ソフト部分	ハード部分
一般 「地域課題解決」 「デジタル化」 「空き店舗活用」 子育て応援（商店街）	・ 報償費（講師謝金等） ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 役務費 ・ 広告宣伝費 ・ 使用料及び賃借料*1 ・ 委託料*2	・ 工事費修繕費 ・ 備品購入費

* 1：店舗等賃借料については6ヶ月以内分のみが補助対象

* 2：総事業費の2分の1以内（委託内容のうち事業に関わるもののみが対象）

6 申請にあたっての諸注意

- 事業内容について商店街創生センターによりヒアリングを実施（交付申請前）
ヒアリング後に実施する、外部の有識者による「意見聴取会議」での意見により、補助金希望申請額の減額や事業内容の変更等を求める場合があります。
- 事業に応じたKPI（目標）を交付申請時に設定
例）・ 来街者数
・ 新規出店者数
・ SNSなどで外部発信を行う数
・ 事業への参加者数
・ 商店街会員数 等
- これまでに京都府からの補助実績がある取組は補助対象外。ただし前回の取組における課題を改善して取り組む場合は補助対象となることがありますので、提出前に商店街創生センターまで御相談ください。
- ハード部分の補助については、耐用年数期間内に廃棄や売却等を行った場合は、残年数に応じて、補助金の返還を求めることになりますので御注意ください。

事業概要 2**商店街に関わる人材育成交流促進事業****1 趣 旨**

商店街が地域コミュニティの核として発展していくために、学生や若者など外部人材も含め、商店街の課題解決等に取り組むことが出来る人材の育成に繋がる事業を支援する

2 補助対象となる事業

補助対象事業	商店街等及び商店街関係者が自らの魅力の再認識や情報発信のために行う取組、商店街の多機能化を推進するために行う取組、学生や若者など商店街に関心を持つ人材との連携による外部人材の力も巻き込んだ人材育成に資する取組等、<u>商店街の活性化を担う人材育成に取り組む事業。</u> 例えば・・・ ◆組織に関わること など ・外部講師を招いた組織運営検討会、若手店主の勉強会、他の商店街と合同の取組発表会、買い物客への意識調査 ・学生等の外部の視点も交えた商店街のあり方検討会や、学生等と連携した事業実施に向けた企画会議 ◆情報発信に関わること など ・SNS活用に関する勉強会、・ECサイト運営に関する講習会 ・学生等による今どきの情報発信講習会 ◆その他 ・商店街名産品の商品開発勉強会 ・学生等による商店街広報誌や地図等の作成 ・店の品物のディスプレイ等、学生の感性でリブランディングする
補助対象者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、地域のまちづくりや商業活性化等に取り組む民間事業者等
補助率	10分の10
補助限度額	20万円
補助対象経費	報償費（謝金等）、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告宣伝費、使用料及び賃借料（店舗等賃借料については6ヶ月以内）、委託料
申請にあたっての諸注意	● 事業に応じたKPI（目標）を交付申請時に設定 例） ・来街者数 ・SNSなどでの情報発信を行う数 ・参加した学生や連携した学校の数 ・勉強会等事業への参加者数 等 ● これまでに京都府からの補助実績がある取組は補助対象外 ● 視察に係る経費は補助対象外

事業概要 3**商店街にぎわい施設・設備整備事業****1 趣 旨**

商店街が行う賑わいづくりや安心・安全の確保のための施設整備を市町村と連携して後押しする。

2 事業内容

補助対象事業	商店街等の集客・にぎわいづくりを行うための事業又は商店街等への来街者の安心・安全の確保を図るための事業であって、商店街等の活性化に資する施設又は設備の整備を行うもの。 【例】 ①街路灯、アーケード、一括免税カウンター、公衆無線 LAN、ファサード看板、 ポイントカードシステム、案内板、緊急放送設備、AED など ②防犯カメラ
補助対象者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、 商工会、商工会議所等
補助率	<①防犯カメラ以外の設備の新設及び改修> 1／3 以内（かつ市町村が補助する額の範囲内） <②防犯カメラの新設及び改修> 1／2 以内（かつ市町村が補助する額の 1.5 倍以内）
補助限度額	2, 0 0 0 千円（下限：2 0 0 千円）
備考	○本事業は、市町村からの補助が条件となります。 ・京都市内に所在する団体は直接補助 ・その他の市町村に所在する団体は市町村間接補助 ○令和 9 年度（来年度）に実施予定がない場合でも、今後 3 年間のうちに実施計画がある場合は、希望調査票を御提出ください。 （今後 3 年間の計画をお伺いする項目があります。）

事業概要 4**地 域 消 費 拡 大 事 業****1 趣 旨**

商店街や商工会・商工会議所等が実施する「プレミアム商品券」の発行等を支援することにより、地域消費を刺激し、商店街等への誘客促進や地域の活性化を図る。

2 事業内容

補助対象事業	プレミアム商品券の発行
補助対象事業者	商店街振興組合、商店街・小売市場における事業協同組合、任意団体の商店街、 商工会、商工会議所等
補助対象経費	プレミアム商品券の発行に係るプレミアム負担分
補助率	1／3以内
備考	○発行・販売額及びプレミアム率に上限なし。 ○公金で補助することが不適切と考えられる経費は補助対象外。 ○たばこ事業法の定めにより、タバコはプレミアム付き商品券の対象外。

※ 本事業は、R6 年度～R8 年度とは異なり、

・事務費は補助対象外

・補助率は1／3 となっておりますので、御注意願います。

※事務費については、今後の国の経済対策による予算措置等の状況を鑑み検討いたします。



地域課題解決コミュニティ活性化事業 ＜創業＞

1 趣 旨

商店街での創業の促進・空き店舗等の解消・担い手の増加等により、商店街の面的な魅力の向上を図るため、商店街で新たに事業を開始する事業者に対し、立ち上げに要する経費を支援する

2 補助対象となる事業

◆商店街が面的な魅力を高めるために不足する業種や目指す姿をまとめた計画（ビジョン）を作成し、空き店舗等において、計画（ビジョン）に合致した業種が新たに事業を開始する場合（創業又は出店）に補助金で支援

例）商店街が〇〇業種の出店を希望する計画（ビジョン）を作成し、それに沿った業種が商店街内に出店

3 補助対象事業者

商店街等の空き店舗等を活用した創業（兼業・副業を含む）や新規出店する中小企業者等

※商店街等の魅力向上に資する業種に限る

※商店街等に加盟し、継続して商店街活動に寄与する事業者であること

4 補助率及び補助限度額

① 補助率： 2分の1

② 限度額： 140万円

（ただし、ハード部分は必要と認められるものに限り、上限100万円とする）

5 補助対象経費

ソフト部分	ハード部分
・消耗品費 ・印刷製本費 ・役務費 ・広告宣伝費 ・使用料及び賃借料*1	・工事費、修繕費 ・備品購入費

*1：店舗等賃借料については6ヶ月以内分のみが補助対象

6 申請にあたっての諸注意

- ハード部分の補助については、耐用年数期間内に廃棄や売却等を行った場合は、残年数に応じて、補助金の返還を求めることになりますので御注意ください。

商店街の会員・組合員の皆様、 子どもや子連れで来店しやすい店舗づくり を支援します！

対象事業

子どもや子ども連れでの来店を促進するために行う備品整備事業(対象:商店街内の店舗)

例えば……店舗内の段差解消(簡易スロープの設置)
おむつ替え用ベビーベッドの整備
キッズスペースへのジョイントマットの設置 など

応募方法

◆申請期間

～令和9年1月29日(金)

商店街創生センター又は所管の各広域振興局に交付申請書を
郵送してください。(当日消印有効)

※ただし、予算の上限に達した場合は、受付を終了します。

※申請には、商店街の代表者の自署または押印が必要です。

◆提出方法・提出先・補助金の詳細は以下のURLからご確認ください。

<https://www.pref.kyoto.jp/shogyo/hojokin/kosodate.html>

◆交付申請書の入手方法

京都府HPからダウンロードするか、以下のお問合せ先に連絡してください。

◆令和9年2月19日(金)までに備品整備に要した費用の支払いを完了してください。

◆事業完了後、2週間以内に実績報告書を提出してください。

実績報告書等を確認し、補助金額の確定後に、申請者に補助金をお支払いします。

支援内容

＜支援概要＞ 補助率 2/3以内 補助上限額 20万円(下限額 1万円)
消費税等は補助対象外

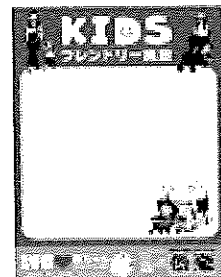
＜支援対象者＞ 府内の商店街団体等^(※)の会員・組合員である中小企業者等

(※)「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」に御協力・賛同いただいている商店街が対象。
同プロジェクトへの協力を商店街団体等から新たに申し出ていただくことも可能です。

https://www.pref.kyoto.jp/kosodate/welove/welove_gaiyou.html

①中小企業者

業 種	常時使用する従業員の数	資本金又は出資額の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下



②医療機関(従業員300人以下)、NPO 等

＜その他＞

備品整備後はキッズフレンドリー施設として登録の上、ステッカーを
掲示してください。

キッズフレンドリー施設登録URL

